

問 題 提 起



日本大学 経済学部教授 古 庄 修

日本大学の古庄と申します。本日は限られた時間ではありますけれども、よろしくお願ひいたします。このような機会を与えていただいたことに心より感謝申し上げます

(シート2) 早速ですが、中身に入ってまいりたいと思います。ご承知のとおり、国際統合報告評議会 (IIRC) は、グローバルな金融安定化と持続可能な経済社会の再構築を目的といたしまして、2013年12月9日に『国際統合報告 (IR) フレームワーク』を公表いたしました。中長期的視点に基づき、価値創造プロセスに係るコミュニケーションを求めるのが国際統合報告フレームワークでありますけれども、統合報告の制度化をめぐる諸問題を「統合財務報告制度」という観点からとらえまして、ここでは財務報告の枠組みの変容について、ご報告をしたいと思っております。

問題提起という役割が与えられておりますので、以下4つの点を網羅したいと思っております。1つは、「統合報告＝ワンレポート＝1冊にまとまった紙媒体の報告書なのか」という点であります。必ずしもそうではないということを確認してまいりたいと思います。

また、2つ目には、「統合財務報告制度」と私が考えております枠組み、この形成プロセスにおいて、統合報告の制度化は財務報告の何を組み替えていくのか、このことを問題にしたいと思っております。

さらに3つ目ですが、そもそも統合報告の制度化を求める「実需」というのは、とりわけわが国のどこにあるのだろうか、という視点をもって諸外国の統合報告の現在について考えたいと思っております。

また4つ目、本日はこの点を特に強調したいのですが、IIRCのフレームワークは、「comply or explain」アプローチを採用しています。その際、「統合的報告」、すなわち自己表明型統合アニュアルレポートの広がりやどう受けとめるべきか、この問題を取り上げたいと思っております。つまり、IIRCのフレームワークに準拠した統合報告書と、その点があいまいな「統合的報告」。後者を自己表明型統合アニュアルレポートあるいは自称統合報告書と私は言っていますが、これを区別して検討したいと考えております。

(シート3) 実は、本日の報告もその成果の一部ですが、われわれは、統合報告について研究グループを組織し、これまで研究を進めてまいりました。今月の4日に国際会計研究学会におきまして、われわれの研究グループは最終報告を行いました。今、スクリーンに映し出されておりますのが、そのメンバーでございます。「国際統合報告フレームワークの形成と課題」と題するテーマの下に研究を進めてまいりました。

(シート4) その概要として、研究の目的を少し細かく示しておりますけれども、本研究は財務報告制度の現在に、統合報告を論じる際の基本的課題が既に顕在化しているということを基本認識といたしまして、統合報告の制度化の経路であるとか、あるいは財務情報と非財務情報の統合の局面に焦点を当てるものであります。すなわち、IIRCの国際統合報告フレームワーク意義と課題を掘り下げて研究していこう、ということが趣旨であります。とりわけ、われわれが基礎としております統合報告の概念フレームワークと、財務報告の概念フレームワークは共通するかどうか、その同質性と異質性を論点に加えて研究を進めてまいりました。

(シート5) われわれの研究グループの中で、IIRCにおいて直接議論に参加されております公認会計士の森先生もご一緒させていただきました。森先生からご教示いただきましたことの1つとして、国際統合報告フレームワークの形成の経緯をここに示しております。

2010年8月にIIRCが設立されて、2011年9月に討議文書が公表されました。ここでは伝統的な財務報告モデルに対する明確な批判を基礎として、統合報告モデルが展開されたことにわれわれは注目しました。そして、2013年12月に国際統合報告フレームワークが公表されております。

統合報告書の公表が広がっているわけですが、宝印刷(株)総合ディスクロージャー&IR研究所の調査によれば、2014年7月現在において自己表明型の統合報告書の作成企業は107社であり、統合報告書の作成企業はさらに広がっているというのが現状であろうかと思えます。

(シート6) 統合報告書の作成においては、このIIRCのフレームワークが参照されているのだろうと思えますけれども、やはりハウツーが強調されるが故に、右側の「4. 内容要素」に産業界の注目が集まっているように思えます。しかし、統合報告フレームワークについては、むしろ左側の適用のあり方や作成責任、基礎概念や統合報告書の作成に係る指導原則を十分に理解しておく必要があるのではないかと考えております。

(シート7、8) 今、スクリーンに映し出しておりますのは、IIRCが示した多様な資本と価値創造の関係についての説明を行うための、いわゆるオクトパスモデルと言われているものであります。スクリーンには、このIIRCが示した資本の概念について説明したものを映し出しております。1つ1つを本日取り上げる余裕はありませんが、統合報告の核心は、価値創造のプロセスであることがこのオクトパスモデルにおいて明らかにされております。しかも、価値創造の中核にビジネスモデルが位置付けられております。このことには、しっかりと注目しておく必要があると思えます。

さらに言えば、統合報告の基調にある考え方は、ご承知かと思えますけれども、ポーター＝クラマーによって提唱された共通価値の創造、すなわち社会的課題の解決に向けた社会的価値と経済的価値の同時実現を意味する、いわゆるCSVの考え方に非常に類似している、ということも言われております。

(シート9) われわれ研究グループは、今示しております目次・内容をもって報告書をまとめたところであります。ただ、本日の報告は本研究に参加された各先生方の議論を要約するのではなく、私がこれまで考えてまいりました「統合財務報告制度」という枠組みの中で、統合報告が提起して

いる問題を把握してみたいと思っております。

(シート10) 統合報告をめぐる問題のとらえ方として、財務報告の制度的枠組みにおけるナラティブな情報に注目しますと、アメリカのMD&A、イギリスのOFR (Operating and Financial Review)、IASB (国際会計基準審議会) においてはMC (Management Commentary) として表記されているところですが、こうしたナラティブな情報をめぐる開示問題の中に、既に統合報告の基本的な検討課題が顕在化していたのではないかと考えてまいりました。

なお、私が言うところの「統合財務報告制度」といいますのは、財務諸表と注記および付属情報、この付属情報にMD&A、OFR、MCのようなナラティブな情報が含まれるわけですが、これが一体となって財務報告の目的を果たす際に、財務情報のみならずこの目的に照らして統合され得る情報、非財務情報を含めて体系化された、財務諸表をあくまでも中核とする報告制度と定義しております。

また、ナラティブな報告という場合には、定量的な情報と定性的な情報、あるいは財務諸表に認識されないオフバランス情報、その他の非財務情報を包含したナラティブな文章形式の報告というように定義をしておきたいと思えます。こうした「統合財務報告制度」は、実際には漸進的な変化の過程の中で形成されていくものととらえるべきであると思えます。理論的には、次世代報告モデルの急進的な転換とみる主張もあり得るわけですが、ここでは統合報告の制度化を漸進的な変化の過程としてとらえておきたいと思っております。

(シート11) 統合報告を取り巻く環境変化としては、IIRCも明示しているように、金融資本市場が短期志向であることを理由とした、いわゆるリーマンショック以後の世界的な金融危機に対する猛省、並びに世界各地に顕在化する異常気象、あるいはサプライチェーンマネジメントにも関係する地球環境問題に対する企業の社会的責任 (CSR) への危機感があるかと思えます。わが国においても、こうした側面から統合報告を必要とする変化が具体的に生じているように思えます。1つ1つは取り上げませんが、ここに幾つか列挙しておきました。

(シート12) IIRCは統合報告の役割として以下の4つを挙げておりますけれども、統合報告は経済環境のグローバルな変化をとらえて、企業経営者自らが従前の経営のあり方を見直すとともに、財務資本提供者とりわけ機関投資家が、短期投資から中長期的なリターン並びにリスクと機会要因を重視する長期投資に転換するという意図した、持続可能な経済社会の発展に資する新たな改革への取り組みとして、その報告フレームワークを提示しているところであります。すなわちリポーティングを通じた経営改革といってもよいでしょうし、またそこには投資家サイドの投資のあり方の見直しという点も含まれています。

(シート13) このIIRCの統合報告フレームワークの特徴を要約すれば、市場主導型の枠組みであること、また、現時点においては、原則主義のガイダンスであること、また、サイロ (Silo) 主義を打破するという点で結合性ということが強調されています。フレームワークにおいては、特定のフォーマットが規定されていないという点も特徴であろうかと思えます。しかしながら、フレーム

ワークの適用に際しては、「comply or explain」の適用、すなわちフレームワークを遵守し、これを表明することが強調されております。

なお、ここはいろいろな意味で問題になる場所ですけれども、現時点においてIIRCの統合報告で想定する利用者は、あくまでも財務資本提供者であり、つまり、広くステークホルダーを対象としたものとしては組み立てられていないということになります。

なお、このフレームワークの特徴については、統合思考、統合報告、そして統合報告書を概念的にも区別するということが、強調されています。

(シート15) 統合報告を議論する際に、私はあくまでも財務報告の外延的な拡大として統合報告をとらえたいと考えております。その意味で、財務報告の枠組みの中で、どんな変化が生じているのか確認しておきたいと思います。すなわち、2010年12月に、IASBはIFRS実務意見書として『経営者による説明』を公表しました。マネジメントコメンタリー (MC) は、「IFRSに準拠して作成された財務諸表に関連するナラティブな情報であって、財務諸表上の金額、エンティティー (Entity) の財政状態、財務業績並びにキャッシュフローに関する歴史的な説明を利用者に提供する、また、MCは経営者の目標と当該目的を達成するための戦略を関連付けて理解するための基礎を与える」、このように定義されております。いわば、財務諸表の補足あるいは補完情報としてMCを位置付け、このMCの開示を含めた財務報告の枠組みに関するIASBの認識を表明したと言えます。MCの構成要素としては、事業の性質、目標と戦略、そして資源、リスクと諸関係、さらに成果と見通し、並びに業績測度や業績指標等をその内容としています。

ただ、MCについては幾つかの議論の中で誤解もあるようですので、それを整理しておきますと、IASBはあくまでもIFRSとは異なって強制力のない表示のフレームワークとしてこの指針を示した、という点に1つの特徴があります。また、MCがあくまでも財務報告の境界の内側にあるということを明示したという点も重要であります。つまり、財務報告の枠組みの中に、財務諸表の補足・補完情報として一定の非財務情報も含むMCを位置付けたということです。それは、財務諸表と概念フレームワークを共有することも明示されています。

ただし、サステナビリティ報告書、CSR報告書、あるいはESG情報のような開示領域に直接関係する指針をIASBが示したという認識があるとすれば、これは誤解であろうと思います。少なくとも、MCは投資意思決定に係るリスク情報の延長として位置付けられるものであって、さらに財務情報と非財務情報の定義、あるいは注記とMCに係るプレースメント・クライテリア (配置規準) などの設定は、今なお未解決の課題であるという点を強調しておく必要があるかと思います。

(シート16) 実際には、日本公認会計士協会 (JICPA) の事例研究にも見られるように、現時点においては多様な統合報告が出現しているということではありますが、そうした中で、MCの位置付けとその変容という局面が非常に重要になるのではないかと考えているところです。

多様な統合報告の形態として、例えば、年次報告書を統合報告書として開示するアプローチ、あるいは統合報告書を中心として年次報告書、この場合には財務報告が中心であります、これと

CSR報告書を併せて開示するアプローチ等があります。

現時点においては、従来の長大な年次報告書を基礎として、戦略あるいはビジネスモデルを軸として再構成したものはなっていますが、開示情報の重要性を重視した簡潔な報告とは言い難い状況にあらうと思います。

「統合報告が組織の主たる報告書として、従来の報告にとって代わる」、IIRCの当初の意図はこのようなところにあっただらうと思いますが、実際には、その過渡期においては、報告体系の全体として追加的な開示を招来しているのではないかと考えております。

(シート17、18) なお、本日の報告では、この財務報告の枠組みにおける開示のフレームワークについては、議論をする余裕がありませんので、省略をさせていただきたいと思います。ただ、補論の1と2として示したように、例えば、イギリスにおいては、財務報告という場合にも、その構成要素を財務諸表、もちろんこれは注記を含みますが、MCも加えた上で、コーポレートガバナンスまで守備範囲とするという提案もあります。言い換えれば、こうした財務報告の枠組みに会計基準設定主体の役割が見いだされているということでもあります。また、補論2の中で、「補足」と「補完」という言葉を補っておりますが、私が財務諸表を補足するという場合には、財務諸表上の金額に係る追加的な説明、及び財務諸表上の結果に係る状況や事象を説明すること、これを指して補足と申し上げております。補完という場合には、財務諸表に表示されていないような報告実体と、その業績に関する財務情報、さらには非財務情報を提供するということを意味しております。

(シート19) こうした財務報告の枠組みをめぐる議論を踏まえて、統合報告が制度化されていることで知られている南アフリカにおける動向を説明したいと思います。

ご承知のように、南アフリカにおいては、ヨハネスブルク証券取引所が、2010年3月1日以後開始する事業年度から統合報告書の提出を義務化しています。もちろん他方においては、統合報告の制度化という場合、実務の中に任意開示であっても、それが定着していくというプロセスをもって制度化という認識もあらうかと思えます。南アフリカの場合には、世界で最も早く統合報告書の提出を義務化したという点において知られております。

このプロセスを見てもみますと、コーポレートガバナンス・コード(King III)の遵守を上場会社に義務化し、さらに、そこでは「apply or explain」アプローチが採用されておりますが、財務報告とサステナビリティ報告との統合が、どのようなプロセスで展開されたのかを短くまとめたものが以下であります。つまり、King IIにおいて、GRIガイドラインを基礎とするサステナビリティ情報の開示を要求し、そこでは、いわゆるトリプルボトムラインが強調されることとなります。

その後、現在のKing IIIにおいて、コーポレートガバナンス・コードに反映されたステークホルダー・アプローチに基づき、サステナビリティ情報の開示から、さらに統合報告の制度化へと展開したということになります。

ただ、見落としてはならない点が、ここにあらうかと思えます。それは、King Iが1994年に公表された段階で、実は1997年に南アフリカ勅許会計士協会(SAICA)から指針が公表されてお

ます。それが、南アフリカ版OFRであります。このOFRはイギリスを模範とした財務諸表の補足・補完情報であります。この南アフリカ版OFRの特徴は、いわゆる財務諸表の補足情報から補完情報へと範囲を広げているという点に特徴があるかと思えます。つまり、アパルトヘイト問題等を含む、雇用や環境問題、さらには、社会的責任等に関する開示項目をこの南アフリカ版OFRとして網羅したという点をここで指摘しておきたいと思えます。それがサステナビリティ情報の開示要求、さらには現在の統合報告へと展開したと私はとらえております。

また、マルチステークホルダー・アプローチというようなことが南アフリカにおけるガバナンスの議論では特に強調されますけれども、やはり投資という視点が重要であるということを確認しておきたいと思えます。すなわち、2004年のSRI Indexの創設、あるいはESG情報を奨励する南アフリカ責任投資コードの設定など、統合報告においてはステークホルダーの代理者として、資本提供者、すなわち長期保有株主を想定しているという点であります。

(シート20) 南アフリカにおいては、ガバナンス、戦略、リスク、業績、持続可能性は不可分であるという統合思考に基づく経営スタイルを確立する手段として、統合報告を連係させてきたことが指摘されています。ただ、南アフリカにおけるこうした統合報告の制度化は、決して順風満帆というわけではありません。例えば、南アフリカの制度化の経路を振り返ってみると、南アフリカは世界で初めて統合報告を制度化したという点において注目されている一方で、国内に南アフリカ統合報告委員会（IRC）を設置して議論を進めた結果、2013年にIIRCのフレームワークが公表されることによって、2つのフレームワークが同時に存在するという状況が生じました。すなわち、2011年1月にIRCの方は討議文書を公表し、南アフリカにおいてはステークホルダー・アプローチを取っていますので、IIRCの場合と比べるとそこで想定する利用者が異なるという問題があったようです。

King報告書、ガバナンスコードにおいては、あくまでも原則を示していて、必ずしも規範的ではないという指摘もありますし、またIIRCのフレームワークの登場によって、むしろその指導原則と内容要素を設定しているため、実質的には、南アフリカの統合報告書の作成の際にはこのIIRCのフレームワークが具体的なハウツーを与えているという指摘もあるところです。

(シート21) したがって、南アフリカにおける制度化のインプリケーションとして、それを整理すると、南アフリカ版OFRにおけるサステナビリティ情報が統合報告に移行・発展し、そして当該OFRの開示領域は、IRCの討議文書から、IIRCのフレームワークが公表される中で、いわば財務諸表の補足情報、アナリティカル・コメンタリーとして純化したとみられるのではないかととらえております。

しかしながら、補足情報の位置付けであるとか、あるいはMCに係るIASB実務意見書との関係はあいまいであるということも指摘しなければならないと思えます。

南アフリカにおいても、統合報告の焦点は、あくまでも財務資本提供者であるように思われます。そこでは、組織の価値創造に係る説明を提供することが求められています。

また、現状では、統合報告はあくまでも財務報告の補足情報であるとの指摘もあります。ただ、南アフリカにおける統合報告の制度化の意義、すなわち南アフリカにどんな実需があったのかという点において、市場のトラストを形成するということが最も重要であったという知見は非常に納得がいくところ です。南アフリカの各企業の統合報告を通じて、マーケットひいては国全体に対するトラストを形成していく、そこに実需があったと解しうるように思われます。

結果として、資本提供者の情報ニーズを満たし、資金調達を容易にしているということが指摘される一方で、しかし全体として見れば、南アフリカにおいても、ステークホルダー・アプローチに基づく統合経営への十分な発展には至っていないという指摘もあるところです。

(シート22) また、この後に川島先生から詳細な説明があろうかと思いますが、イギリスに目を転じてみますと、イギリスにおいても1992年のいわゆるキャドバリー報告書において求められた Operating and Financial Review (OFR) が今日の戦略報告書へと展開してきた経緯があります。すなわち、南アフリカと共通するという意味で、OFRの発展、そしてその変容の事実をとらえる必要があるのではないかと考えているところです。詳細は川島先生にお譲りしたいと思います。

このように見ると、財務報告の枠組みの中で、非財務情報の開示がどうあるべきかが議論されてきた、換言すれば、MCの位置付けが統合報告の議論とともに絶えず問題とされてきた、ということ を指摘する必要があろうかと思 います。

(シート23) お手元の資料の図1から図5までをご参照いただきたいと思いますけれども、私は企業報告全体の枠組みの中で、ナラティブな情報たるMC、またESG情報と財務情報の各報告サイロが統合し得るまで、その関係性が明確になったものが、統合報告として上部構造を形成すると考えております。その際、統合報告の論点を、その形成過程に照らして財務報告観として類型化したものが図2から図5であります。

図2については、狭義の財務報告観、すなわち財務報告をあくまでも財務諸表本体と注記の報告と見るものであります。この場合、非財務報告は当然と言ってよいかもしれないが、会計基準設定問題ではありませんし、またその位置付けが明確でないMC、あるいは非財務報告の関係も意識されていない、ということになります。

図3は、MCを組み入れた財務報告観ということになります。すなわちIASBが示した財務報告の枠組みというように置き換えてもよろしいかと思 います。ただし、その場合にも、CSR報告書、サステナビリティ報告書などは、財務報告の埒外であるということです。

(シート24) したがって、このMCの拡張問題を考えるときに、非財務報告の領域がどこまで財務報告の枠組みとして組み込まれるのかということが大きな問題になると考えてまいりました。つまり、財務報告としてのMC、非財務報告として開示されている、いわゆるKPIや非GAAP測度、ESG情報などが、いかなる論拠でどの範囲まで組み込まれるのか。その基礎にあるのは、概念フレームワークがそもそも財務報告と非財務報告間で共有され得るのであろうかという点であります。

結果として、「統合財務報告制度」を考える場合、一般に財務情報と非財務情報を一体化するこ

とが統合報告であると理解されているわけですがけれども、私が想定する「統合財務報告制度」の形成、すなわち統合報告をも網羅するような現行の財務報告制度の再編・改革といった視点においては、財務諸表はもちろん、非財務報告書も独自の意義をもって存在し続けるであろうと考えております。

したがって、その意味で、1つのフォーマットに集約されたワンリポートというものを想定しているわけではありません。つまり、相互補足・補完関係が明確になった財務情報すなわち財務諸表本体と注記を対象とした情報と、非財務情報すなわち非財務報告書を対象とした情報、これらが連携・統合した報告書が、統合報告全体の体系の中で1つのフォーマットを新たに形成するのではないかと考えております。その際に、MCは注記化するのか、それとも統合報告化するのか、その行く末をしっかりと見定めておかなければならないと考えているところです。

(シート25) このような議論の中で、財務報告の変容のとらえ方を整理してみました。繰り返しますが、財務情報と非財務情報の統合のための報告フォーマットを構築すれば議論は完結するのではなく、相互補足あるいは補完関係が明確になった財務諸表と統合報告、そして非財務報告、その総体の制度化を「統合財務報告制度」であるにとらえると、MCという非常に限定的な領域であっても、その変化と変容というものが大きな論点になり得るのではないかと考えております。また、財務報告から統合報告へと展開するととらえたときに、図5の段階では、MCが大きく変容し、また新たな報告フォーマットに吸収されるとも考えられるところです。

したがって、ナラティブな情報に係る開示制度の類型化を踏まえて、わが国はどういった方向に進んでいくのかということが議論されるべきであろうと思います。

例えば、アメリカのMD & Aは、あくまでも財務諸表補足型であり、投資意思決定に係るリスク情報の拡充型として位置付けられるであろうと思います。一方、イギリスOFRにおいては戦略報告書へと展開しておりますし、それはいわば、財務諸表の補足から補完型へと展開し、財務報告制度の再編成に組み込まれた展開として説明できると思います。

現状のIASBのMCは、イギリス型と非常に類似していますが、そこにCSR報告を含まないという点で区別されるべきであろうと思います。また、南アフリカ版OFRは、CSR情報拡充型からサステナビリティ情報の開示要求を経て、今日の統合報告へと展開している。そうすると、MCが注記化するのではなくて、むしろ統合報告化していくということであれば、もはやIASBの守備範囲を超える問題となりますので、MCに係る開示基準あるいは指針の設定について責任を担う国際機関として、これがふさわしいかどうかは明確ではなくなります。言い換えれば、IIRCとの連携あるいは資源の共有が、統合報告という点において重要になってくると考えられます。

(シート26) それでは最後に、私に与えられた問題提起という役目としまして、4つほど申し上げたいことがございます。1つは、統合報告書であるためのIIRCのフレームワークの準拠性という観点です。この点については、森先生にご見解を伺いたいと思っております。また、2つ目として、統合的な報告、すなわち統合報告と区別される統合的報告の実態や、あるいは統合経営を導くための道筋について、これは大津先生にお伺いしたいと思っております。3つ目として、統合報告

の制度化の経路ということで、わが国におけるインプリケーションについて、川島先生にご説明をお願いをしたいと思っております。最後に4つ目として、古賀先生には統合経営の発展に資するよ
うな、統合報告研究の在り方についてぜひ示唆を与えていただきたいと思いますと思っております。

この4点について要約しますと、私は統合報告における「開示アプローチ」と総称していますが
れども、IIRCのフレームワークは、統合報告書に対する責任の表明等を求めております。また、
フレームワークの適用、あるいは作成と表示の基礎において、重要性の決定プロセスを要約して示
せといった開示アプローチ、これが非常に強調されている点にその特徴があるかと思ひます。と
りわけ統合報告書に対する説明については、統合報告書の誠実性を確保する責任に関する同意、あ
るいはガバナンス責任者の集団的思考に基づき作成表示されたことに関する同意があることを含む
ものです。また、フレームワークに準拠して作成されたものかどうかについての意見、または結論
を表明することになっています。

ちなみに、IIRCのフレームワークは、日本語では「～する」と翻訳されてますけれども、原文
は全て「すべきである」、あるいは、「しなければならない」という意味のshouldであります。ど
う訳せばよいのかということも、翻訳作業の中で大いに議論になったことを付け加えておきたいと
思います。

さらに、こうした表明を含まない場合には、ガバナンス責任者がどのような役割を果たしたのか、
将来その表明を含むためにどのような手順が取られているのか、また表明が含められるまでに必要
とされる時間軸、少なくともIIRCのフレームワークを読めば、3度目の統合報告書までにこの表
明を含めること、という指摘があります。これは決して無視できないことです。すなわち、IFRS
に準拠した財務報告が求められるのと同じように、IIRCのフレームワークに準拠した場合にはじ
めて統合報告書と呼べるものになるという点で、少なくともフレームワークの要求とかなりかけ離
れた実務の現状は把握しておく必要があるのではないかと思います。

(シート27)「comply or explain」アプローチのあり方をめぐって、「制度として現在ある財務報告」
と、「自発的な取り組みとして萌芽期にある統合報告」との関係は、決して対立的ではないと思ひ
ます。統合報告の国際的な広がりが、国ごとの財務報告制度の自立的な展開を促していく側面から
影響を与えていくことも予見されます。

現時点では、IIRCは統合報告書のひな型を規定する意図がありませんので、今後も統合報告と
いう名称を用いたパッケージとして、多様な統合報告の媒体間の関係の存在を想定していく必
要があるだろうということです。

(シート28)ただ、その場合にも、自己表明型統合アニュアルレポート、いわゆる自称統合報告
書の確実な広がりをどう受け止めるべきかという問題があります。この点についてIIRCはフレ
ームワークに準拠するのではなく、参照するという適用方法を基本的に想定していないようです。つ
まり、従前のアニュアルレポートにCSR報告書等を合体した、統合アニュアルレポートへの変容
が進行すると予想されますので、そうした中でわれわれの研究対象は、果たしてこのような統合的

な報告なのか、あるいはあくまでもIIRCのフレームワークに準拠した統合報告なのか、これを見定めておく必要があるのではないかとということです。

したがって、フレームワークの適用に係る課題としては、国際的な承認に基づく国際統合報告フレームワークの規範性、あるいはその権威ないし正統性というものが、改めて問題とされなければならないのではないかとということが挙げられます。

また、実務にあっては、統合報告書に対する組織的な責任の表明や、あるいは開示範囲が拡大していく、これを私は開示の「重層化」と呼んでいますけれども、そうした負担の増大をどのように受け止めるべきか、さらには、「comply or explain」アプローチの適用については、まだまだ日本には経験がありませんので、統合報告の信頼性の確保がいかに進められるべきか等の課題が提起されます。

加えて、統合報告の制度化に向けて、IIRCと他方でアメリカのサステナビリティ会計基準審議会（SASB）において議論されているKPIの表明については、これも方向性が微妙に違うように思います。

統合的な報告ということを全否定するのではなく、むしろIIRCがその基底にあって求めているような統合経営に資するようなものであれば、統合的な報告であっても決して否定されることではないのではないかと考えられるところです。伊藤レポートにおいても、「統合的な報告」というものが想定されているように思われます。

実務に向けて、統合報告書の作成上の留意点として幾つか挙げておきましたけれども、こうした点が議論になるでしょう。さらには、いわゆるサイロを打破するという意味での部門間の情報共有の円滑化や、投資者と経営者間のコミュニケーション、すなわち対話の促進が、統合報告書あるいは統合的な報告を通じて求められるものと思います。

（シート29）結びとして、私は日本型の「統合財務報告制度」の形成というものを構想しておりますので、少なくとも現在のアベノミクスの成長戦略やあるいは日本再興戦略というものを視野に入れるならば、スチュワードシップ・コードと統合報告フレームワーク、そしてコーポレートガバナンス・コードの連携の必要性があるのではないかと思うところです。

また、他方では、統合報告の制度化をめぐって有価証券報告書の改造論といった議論もあるところです。その場合、コンプライアンスから対話への転換を可能にするような、現行の財務報告制度と共存する統合報告の方向性として、重要性の高い情報を要約した簡潔な報告書をプラットフォームとして、さらに有価証券報告書その他の媒体との関係を踏まえた、全体としての開示枠組みの形成というものを考えていかなければならないと思っております。

有価証券報告書を改造して、ワンレポート型の統合報告書に置き換えるということとは異なる経路があるのではないかと思います。私はワンレポートというのは統合報告の一形態であって、究極の到達点ではないと考えています。しかし実務では、どうもワンレポートとしての統合型のアニュアルレポートに収斂していくような方向性があるので、無視してはならないIIRCのフレームワー

クの重要なポイントを、本日指摘させていただいたところです。

アメリカのSASBは、SEC開示規制の中に、MD&Aを媒体として非財務情報を取り込み、産業別・業種別のKPIの標準化を意図していますが、果たしてわれわれはイギリスの考え方を導入した「comply or explain」アプローチを採っていくのか、あるいはアメリカ型の証券市場規制の考え方をベースに考えていくのか、その選択が迫られていると思います。

統合報告が提起している持続可能な社会の構築を志向した、統合思考に基づく統合経営の発展について、その理論研究の在り方については、古賀先生にすべてをお委ねしたいと思っております。

以上で私の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

2015年10月23日(金)
早稲田大学第41回産研フォーラム
国際会議場井深大記念ホール

問題提起

統合報告・統合的報告と財務報告の 枠組みの変容

古庄 修(日本大学経済学部教授)

1

(シート1)

I はじめに—本報告の目的と構成—

- 国際統合報告評議会(IIRC)は、グローバルな金融安定化と持続可能な経済社会の再構築を目的として、2013年12月9日に『国際統合報告<IR>フレームワーク』を公表した。
- 中長期的視点に基づく企業の価値創造プロセスに係るコミュニケーションを求めるIIRCの『国際統合報告<IR>フレームワーク』をふまえて、本報告は、統合報告の制度化をめぐる諸問題を「統合財務報告制度」の形成の観点から捉えて、財務報告の枠組みの変容を説明する。
- 内容
 - 〈1〉統合報告=ワンレポート=「一冊にまとまった紙媒体の報告書」か?
 - 〈2〉「統合財務報告制度」の形成プロセスにおいて統合報告の制度化は財務報告の何を組み替えるのか
 - 〈3〉統合報告の制度化を求める「実需」はどこにあるのか
 - 〈4〉IIRCの「comply or explain」アプローチをふまえて、統合的報告(自己表明型統合アニュアル・レポート)の広がりをどう受け止めるべきか

2

(シート2)

国際会計研究学会 研究グループ最終報告
平成27年10月4日(日) 於:専修大学

国際統合報告フレームワークの 形成と課題

委員 池田公司(甲南大学) 沖野光二(兵庫大学)
越智信仁(尚美学園大学) 島永和幸(神戸学院大学)
田代樹彦(名城大学) 戸田統久(近畿大学)
中村信男(早稲田大学) 平賀正剛(愛知学院大学)
向山敦夫(大阪市立大学) 村田英治(日本大学)
森 洋一(公認会計士) 姚 俊 (明治大学)
主査 古庄 修(日本大学)

3

(シート3)

研究の目的と課題

- 本研究は、財務報告制度の現在に統合報告を論じる際の基本的課題がすでに顕在化していることを基本認識として、各法域における財務報告の範囲やその構成要素を規定する開示制度の在り方に影響を及ぼしうる統合報告の制度化の経路、および総体としての財務報告制度の形成における財務情報と非財務情報の統合の局面に焦点をあてる。本研究の最も重要な課題は、財務情報と非財務情報を統合する新たなレポーティングの制度的枠組みを構想する際の基本的な課題を明らかにすることにある。
- 統合報告と財務報告は概念フレームワークを共有しうるのかという問題意識に基づいて、IIRC「国際統合報告フレームワーク」の意義を再検討し、その主要な論点の整理と考察を総合的に行う。
 - (1)当該フレームワークの基礎概念、基本原則および内容要素の検討を通じて価値創造と資本概念に係る統合報告の基底にある基本思考を説明する
 - (2)統合報告の体系化に向けた課題の抽出を狙いとして、制度化に係る経路依存性と萌芽期にある開示実務に係る海外の先行事例を調査・分析する

4

(シート4)

国際統合報告フレームワークの形成の経緯

■ 国際統合報告フレームワーク<IR>の開発の変遷

- 2010年 8月 IIRC設立
- 2011年 9月 討議文書の公表
- 2012年 6月 ドラフト・アウトラインの公表
- 2012年10月 プロトタイプ・フレームワークの公表
- 2013年 3月 バックグラウンド・ペーパーの公表
- 2013年 4月 諮問草案の公表
- 2013年12月 国際統合報告フレームワーク<IR>の公表
- 2014年 7月 保証（assurance）に係る討議文書の公表

■パイロットプログラム参加企業は、武田薬品工業、新日本監査法人、フロイント産業、昭和電機の4社であった。

■自己表明型統合報告書の作成企業は107社であった（2014年7月現在、宝印刷（株）ディスクロージャー&IR研究所による調査）。

5

（シート5）

国際統合報告フレームワークの構成

要旨

Part 1 - Introduction

1. フレームワークの利用

- A. 統合報告書の定義
- B. フレームワークの目的
- C. 統合報告書の目的と利用者
- D. 原則主義アプローチ
- E. 報告書の形態と他情報との関係
- F. フレームワークの適用
- G. 統合報告書の作成責任

2. 基礎概念

- A. イントロダクション
- B. 組織への価値と他者への価値
- C. 資本
- D. 価値創造プロセス

Part2 - 統合報告書

3. 指導原則

- A. 戦略的焦点と将来志向
- B. 情報の結合性
- C. ステークホルダー関係性
- D. 重要性
- E. 簡潔性
- F. 信頼性と完全性
- G. 一貫性と比較可能性

4. 内容要素

- A. 組織概要と外部環境
- B. ガバナンス
- C. ビジネスモデル
- D. リスクと機会
- E. 戦略と資源配分
- F. 実績
- G. 見通し
- H. 作成及び表示の基礎
- I. 一般報告ガイダンス

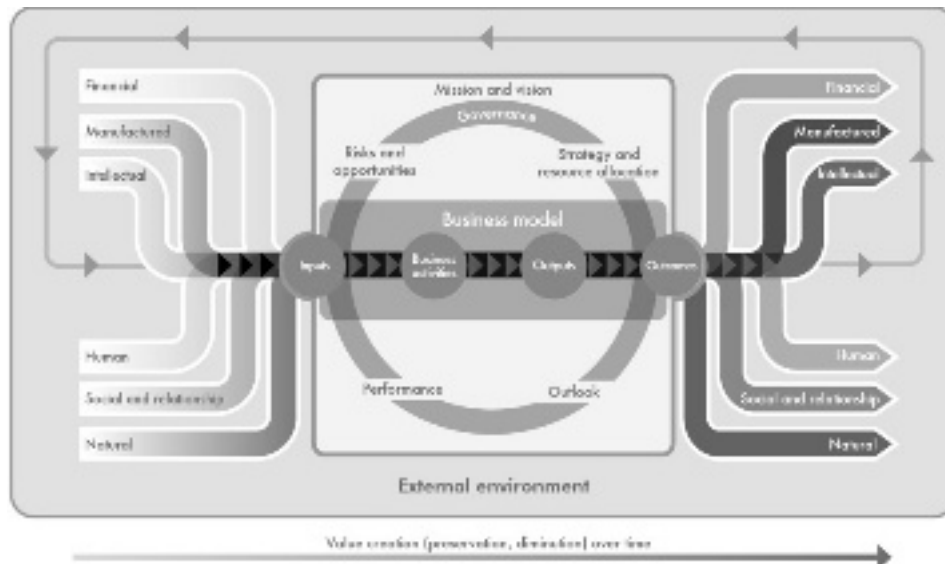
用語一覧

要求事項のまとめ

6

（シート6）

価値創造と広範な資本概念



Capitals: Stocks of value on which all organizations depend for their success as inputs to their business model, and which are increased, decreased or transformed through the organization's business activities and outputs

International <IR> Framework p13

(シート7)

■ 資本概念

: 資本(capital)概念については財務報告における「運用形態(借方)としての資産」の拡張と捉えた方が分かりやすい(秋葉賢一[2014])。

- > 財務資本…組織が利用可能な資金
- > 製造資本…組織が利用可能な製造物(自然物とは区別される)
- > 知的資本…組織的な、知識ベースの無形資産
- > 人的資本…人々の能力、経験およびイノベーションへの意欲
- > 社会・関係資本…個々のコミュニティ等、その他のネットワーク間またはそれらの内部機関や関係および個別的に、あるいは集約的な効用を高めるために情報を共有する能力
- > 自然資本…組織の過去、現在、将来にわたる成功の基礎となるすべての再生可能および再生不能な環境資源とプロセス

■ 統合報告の中核は、価値創造プロセスである(オクトパスモデル)。

統合報告の基調にある考え方は、M.E.Porter =M.R.Kramerによって提唱された「共通価値の創造」(CSV: 社会的課題の解決に向けた社会的価値と経済的価値の同時実現を意味する)と類似している。

8

(シート8)

目次

はじめに—研究課題と本報告書の概要	古庄 修
第1章 「国際統合報告フレームワーク」の公表と統合報告実務の展開	森 洋一
第2章 財務報告と統合報告の概念フレームワークの同質性と異質性	
1 目的・利用者・報告境界・質的特性	村田英治
2 財務業績の測定と報告から見た統合報告	田代樹彦
第3章 「国際統合報告フレームワーク」の考察—特徴と課題—	
1 統合報告とビジネスモデル開示	中村信男・古庄 修
2 統合報告とリスク開示	姚 俊
3 統合報告と知的資本	戸田統久
4 統合報告と人的資本	島永和幸
5 統合報告と自然資本等	越智信仁
6 統合報告と重要性(マテリアリティ)	向山敦夫
第4章 CSR情報開示から見た統合報告—付加価値計算書の再評価—	向山敦夫
第5章 統合報告の信頼性と監査・保証業務	越智信仁
第6章 統合報告の制度化をめぐる国際的動向	
1 英国の動向	沖野光二
2 米国の動向	島永和幸
3 東南アジア(シンガポール・マレーシア・インド)の動向	平賀正剛
第7章 統合報告の国際的事例研究	
池田公司・沖野光二・島永和幸・戸田統久・姚 俊	
おわりに	古庄 修

(シート9)

Ⅱ 統合報告の意義と背景

1 「統合財務報告制度」の形成

■統合報告をめぐる問題の捉え方として、財務報告の制度的枠組みにおけるナラティブな情報(米国のMD&A、英国のOFR、IASBのMC)の開示問題のなかに基本的な検討課題が顕在化していることに着目する。

- 「統合財務報告制度」とは、財務諸表—注記—附属情報(MD&A・OFR・MC等のナラティブな情報)が一体となって財務報告の目的を果たす際に、財務情報のみならず当該目的に照らして統合される情報)等の、非財務情報を含めて体系化された財務諸表を中核とする報告制度を意味する
- ナラティブ報告という場合、定量的情報と定性的情報、あるいは財務諸表に認識されないオフバランス情報、その他の非財務情報を包含した文章形式の報告と定義する

■統合報告の形成過程は、次世代報告モデルへの急進的な転換であるよりも、実際には漸進的な変化の過程であると考えられる。

10

(シート10)

2 統合報告を取り巻く環境変化

■統合報告が求められる背景には、金融・資本市場が短期志向であることを理由とした、いわゆるリーマンショック以後の世界的な金融危機に対する猛省、ならびに世界各地に顕在化する異常気象や、サプライチェーン・マネジメントに関係する地球環境問題に対する企業の社会的責任(CSR)の在り方に対する危機感がある。

- 外国人株主比率の上昇およびJPX日経インデックス400の算出開始
- 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)改革
- 改正会社法(2014年6月公布)
- 「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)の公表(2014年2月)
- 日本版コーポレート・ガバナンス・コードの公表に向けた検討
- 「修正国際基準」(日本版IFRS)の公表(2014年7月)
- ダイバーシティ推進に向けた開示要請
- 「持続的成長への競争力とインセンティブ—企業と投資家の望ましい関係構築—」最終報告書(伊藤レポート)の公表(2014年6月)

11

(シート11)

3 統合報告の役割と特徴

■統合報告は、経済環境のグローバルな変化を捉えて、企業(経営者)自らが従前の経営の在り方を見直すとともに、財務資本提供者、とりわけ機関投資家が、短期投資から中長期的なリターンならびにリスクと機会要因を重視する長期投資に転換することを意図した持続可能な経済社会の発展に資する新たな改革への取組みである。

■役割

- ①より効率的で生産的な資本の配分を可能とするため、財務資本提供者が利用可能な情報の質を改善する
- ②企業の長期にわたる価値創造能力に大きく影響する要因を伝達するため、まとまりのある効率的な企業報告のアプローチを促す
- ③広範な資本に係る説明責任および受託者責任を向上させるとともに、当該資本間の相互関係について理解を深める
- ④短・中・長期の価値創造に焦点をあてた統合思考、意思決定および行動に資する

12

(シート12)

■特徴

- 市場主導型 (market-led) の枠組み
- 原則主義 (principle-based) のガイダンス
- サイロ (silo) 主義の打破
- フォーマットを規定しない
- 要求事項に係るcomply or explainの適用
- 想定する利用者は財務資本提供者

■**統合思考**:組織が、その事業単位等と、組織が利用し、影響を与える資本との関係について、能動的に考えること。統合思考は、短・中・長期の価値創造を考慮した、統合的な意思決定および行動に繋がる

■**統合報告**:統合思考を基礎とし、組織の長期にわたる価値創造に係る定期的な統合報告書と関連する価値創造の側面についてのコミュニケーションに繋がるプロセス

■**統合報告書**:組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績、および見通しが、どのように短・中・長期の価値創造に繋がるのかについての簡潔なコミュニケーション

13

(シート13)

Ⅲ 統合報告の制度化の経路

1 伝統的報告モデルと統合報告モデル

■IIRCの討議文書は、伝統的報告モデルについて、財務的な資本の受託責任に基づき、その焦点が過去指向かつ財務的側面を中心として短期的であること、開示の範囲が限定されるため透明性に欠け、規則による制約が強いこと、複雑で、簡潔ではないこと等を短所として指摘する。

- 統合報告モデルにおいて財務情報＝財務諸表か、位置づけは明確か
- 新たな企業報告モデルは伝統的報告モデルを批判して非財務情報の重要性を強調するが、財務諸表自体の議論が欠落する傾向がある

2 統合報告の制度化のための代替的経路

- MCまたはアニュアル・リポートにサステナビリティ報告書を結合する
- アニュアル・リポートに追加的な簡易版の独立報告書を作成する
- MCまたはサステナビリティ報告書を統合報告書化する

■統合報告の制度化は必ずしも自明ではない。MCの在り方は「注記化」と「統合報告化」の二つの方向で問われる。

14

(シート14)

3 統合報告と報告サイロとしてのMC —財務報告の枠組みにおけるMC

15

- 2010年12月に、IASBがIFRS実務意見書『経営者による説明(MC)』を公表
 - MCは「IFRSに準拠して作成された財務諸表に関連するナラティブな情報であり、財務諸表上の金額、エンティティの財政状態、財務業績ならびにキャッシュ・フローに関する歴史的な説明を利用者に提供する。また、MCは、経営者の目標と当該目標を達成するための戦略を関連づけて理解するための基礎を与える」と定義される
 - MCの構成要素: ①事業の性質、②目標と戦略、③資源、リスクと諸関係、④成果と見通し、⑤業績測度と業績指標
- MCに係るプロジェクトの到達点(=IASBの守備範囲と限界)
 - IASBは強制力のない表示のフレームワークとして指針を示した
 - MCは財務報告の境界の内側にあることを明示した
 - MCは財務諸表と概念フレームワークを共有することを明示した
 - サステナビリティ報告書、ESG情報の開示領域に直接関係する指針を示すものではなく(リスク情報として示唆)、財務情報と非財務情報の定義、注記とMCに係る配置規準の設定は未解決の課題となった

(シート15)

4 多様な統合報告の形態—JICPAの事例研究—

■ 年次報告書を統合報告書として開示するアプローチ

- ① 要約財務諸表等を含む統合型年次報告書を開示し、CSR報告と注記を含む詳細な財務報告は別途ウェブ上で開示する
- ② 統合型年次報告書を開示し、CSR報告のみ別媒体で開示する
- ③ 統合型の年次報告書をワンレポートとして開示する

■ 統合報告書を中心として、年次報告書(財務報告中心)とCSR報告書を併せて開示するアプローチ

■ 考察

- 現状の実務は従来の長大な年次報告書を基礎とし、戦略やビジネス・モデルを軸として再構成したものとなっており、開示情報の重要性を重視した簡潔な報告とは言い難い
- 統合報告に対する「効率的簡素化の要請」に係る理論と実際の検証の必要性
- 統合報告が「組織の主たる報告書として従来の報告にとって代わる」のではなく、その過渡期においては報告体系全体として追加的な開示を招来しうる

16

(シート16)

補論1 開示の枠組みをめぐる議論の展開

■表示と開示のフレームワークに係る討議文書等の公表

➢FRC『開示枠組みのためのロードマップ』(2012年)

- ①企業報告・財務報告・財務諸表を概念上区別する
- ②財務報告の構成要素を、財務諸表(注記を含む)・MC・コーポレート・ガバナンスとする。
- ③配置規準を設定し、財務報告の構成要素間の関係を明確化する
 - (a)主要財務諸表とその構成要素の理解に不可欠であれば、財務諸表上認識されているか否かを問わず、注記とする
 - (b)企業の状況や事業環境の文脈において財務諸表を説明する情報を提供するならば、MCにおいて開示する
 - (c)企業の戦略目標の設定、経営者の監督および受託責任に係る株主に対する報告に関して取締役会の責任に係る情報を提供するならば、ガバナンス情報として開示する

■財務報告の構成要素の区分問題は、財務報告の目的、認識基準、配置規準および監査可能性に係る問題が交錯する領域である。

17

(シート17)

補論2 MC開示の機能拡充と公的開示における意義

■財務諸表を「補足」とは、財務諸表上の金額に係る追加的説明および財務諸表上の結果に係る状況や事象を説明することをいう。

「補完」とは、財務諸表に表示されない報告実体とその業績に関する財務情報および非財務情報を提供することを意味する。

➢会計方針の説明と財務諸表の解説を中心とする補足機能から、先行業績指標としての非財務情報を用いた補完機能へと展開し、非GAAP測度等に係る会計規制の外延的な拡大に繋がっている

■「公的開示」とは、誰もが容易に情報を入手しうる公的チャネルを利用した開示を意味し、一部の利用者に対し私的な情報チャネルを利用した「私的開示」とは区別される。MCは、公的開示と私的開示が交錯する開示領域から創出される情報である。

➢米国のMD&Aは、「強制的自発的開示」であるともいわれる

■統合報告が、強制的公的開示のみならず、かかる開示階層領域に組み込まれることを「制度化」と定義する。

18

(シート18)

5 南アフリカにおける統合報告の制度化

- ヨハネスブルグ証券取引所が2010年3月1日以後開始する事業年度から統合報告書の提出を義務化する。
 - コーポレート・ガバナンス・コード(KingⅢ)の遵守を上場会社に義務化
 - 「apply or explain」アプローチの採用(⇔「comply or explain」)

- 財務報告とサステナビリティ報告との統合
 - KingⅡにおいて、GRIガイドラインを基礎とするサステナビリティ情報の開示を要求：トリプルボトムラインの強調
 - KingⅢは、ステークホルダー・アプローチに基づきサステナビリティ情報の開示から統合報告の制度化へと展開
 - ：KingⅠ報告書の公表後1997年に南アフリカ勅許会計士協会(SAICA)が公表した指針、南アフリカ版OFR(stakeholder communication in the Annual Report)は、雇用・環境問題・社会的責任等を開示項目とした

- 2004年のSRI Indexの創設、ESG情報を奨励する南アフリカ責任投資コード(CRISA)等、統合報告はステークホルダーの代理者として、資本提供者(長期保有株主)を想定している。

19

(シート19)

- ガバナンス、戦略、リスク、業績、持続可能性は不可分として統合思考に基づく経営スタイルを確立する手段として、統合報告を連係させる。
 - 統合報告書における諸要素
 - ：①報告書の概要、②組織的概観、ビジネスモデルおよびガバナンス構造、③事業状況の理解、④戦略目標、コンピテンシー、KPIとKRI、⑤組織の業績の説明、⑥将来の業績目標、⑦報酬方針、⑧分析的な説明
 - 原則 9.1 取締役会は、会社の統合報告書の誠実性を確保すべき
 - 原則 9.2 持続可能性報告は会社の財務報告と結合すべき

- 南アフリカ統合報告委員会(IRC)とIIRCフレームワークとの関係
 - IRCは、2011年1月に討議文書『統合報告と統合報告書のフレームワーク』を公表。IIRCの場合比べて想定する利用者が異なる
 - king報告書は原則を示し、規範的ではない。IIRCのフレームワークは指導原則と内容要素を設定し、実質的にhow toを与えている
 - 会社の最善の利益に照らして集团的思考に基づき適用する

20

(シート20)

■南アフリカにおける制度化のインプリケーション

- 南アフリカ版OFRにおけるサステナビリティ情報は統合報告に移行・発展し、当該開示領域はIRCの討議文書からIIRCのフレームワークが公表されるなかで、analytical commentaryとして純化したとみられる。しかし、補足情報の位置づけやMCに係るIASB実務意見書との関係は曖昧である
- 統合報告の焦点は財務資本提供者に対して組織の価値創造に係る説明を提供することにある
- 現状では、統合報告は財務報告の補足情報であるとの指摘がある
- 南アフリカにおける統合報告の制度化の意義は、市場のtrustを形成することにある。結果として資本提供者の情報ニーズを満たし、資金調達を容易にする一方で、ステークホルダー・アプローチに基づく統合経営への十分な発展には至っていないとの指摘がある

■統合報告—財務諸表—CSR報告の連係

- グローバル化に対応して逸早くIFRSを導入したことで知られる
- IAS34に準拠した要約財務諸表の作成・開示を認める

21

(シート21)

6 英国における戦略報告書の制度構造

- 英国OFR型開示モデルは、原則主義を採用する点でMCと共通点があり、その開示原則や概念フレームワークの方法が類似する。また、CSR情報を明示的に包含する点で、米国MD&Aと相違する。
 - 英国ASBにより公表された最善慣行としてのOFR報告意見書と会社法が開示を強制するBusiness Reviewの階層構造を形成する
- ビジネス・イノベーション・技能省(BIS)が、英国会社法の新たな報告のの枠組みとして、Business Reviewに代わる**戦略報告書**(Strategic Report、戦略、ビジネスモデル、業績、リスク、社会および環境情報、ガバナンスおよび報酬に係る重要情報を内容とする)と取締役報告書に代わる**年次取締役表明書**(Annual Directors' Statement、戦略報告書の詳細を内容とし、報酬報告書、ガバナンス報告書および監査委員会報告書を含む)を提案した。
- 英国の戦略報告書の開示モデルは、会社法、2012年改訂ガバナンス・コード、アニュアル・レポートの開示まで拡張された最善慣行としてのガイダンスの連係—規範規定から強制規定への制度化—に特徴がある。

22

(シート22)

IV 「統合財務報告制度」とMCの位置づけ

■企業報告全体の枠組みにおいて、ナラティブな情報たるMC、ESG情報と財務情報の各報告サイロが統合しうるまで関係性が明確になったものが、統合報告として上部構造を形成するとされる(図1)が、統合報告の論点をその形成過程に照らして財務報告観として類型化する。

■ナラティブな情報の開示の場として財務報告の枠組みに組み込まれたMCの位置づけを明確にして、財務報告と非財務報告の統合の在り方と方法を検討すべきではないか。

1 狭義の財務報告観(図2)

—財務報告を財務諸表本体と注記の報告とみる。非財務報告は会計基準設定問題ではなく、その位置づけが明確でないMCおよび非財務報告の連係も意識されていない

2 MCを組み入れた財務報告観(図3)

—財務諸表を中核として、MCを明示したIASBの財務報告の枠組みである。CSR報告書等は財務報告の域外となる

23

(シート23)

3 MCの拡張による非財務報告(一部)の財務報告化(図4)

—財務報告としてのMCIに、非財務報告で開示されているKPI や非GAAP測度、ESG情報等がいかなる論拠で、どの範囲まで組み込まれるか
概念フレームワークを共有しうるか

4 統合報告の制度化の一形態(図5)

—財務情報＝財務諸表として非財務情報を一体化することが統合報告であるというのであれば、監査対象たる財務諸表と非監査対象たる非財務情報が情報が混同されかねない

➢「統合財務報告制度」論は、財務諸表と非財務報告書は独自に存続し、相互補足・相互補完関係が明確になった財務情報(財務諸表本体と注記を対象とした情報)と、非財務情報(非財務報告書を対象とした情報)を連係・統合した報告書がひとつのフォーマットを新たに形成すると考える。

➢MCは「注記化」するのか、それとも「統合報告化」するのか？

■財務諸表を明確に位置づけて、ナラティブな情報の開示の場たるMCの範囲と境界をいかに設定するかが「統合財務報告制度」の形成の鍵となる。

24

(シート24)

V 財務報告の変容の捉え方

- 財務情報と非財務情報の統合のための報告フォーマットを構築すれば完結するのではなく、相互補足・相互補完関係が明確になった財務諸表統合報告および非財務報告の総体の制度化を「統合財務報告制度」と捉えると、MCの現在にその論点を見出しうる。
- 財務報告から統合報告への展開において、図5の段階ではMCが大きく変容し、新たな報告フォーマットに吸収されるとも考えられる
- ナラティブな情報に係る開示制度の類型—わが国の方向は？—
 - ①米国MD&A：リスク情報拡充型（財務諸表補足型）
 - ②英国OFR⇒戦略報告書：財務報告制度再編型（財務諸表補完型）
 - ③IASB MC：英国型—CSR報告？
 - ④南アフリカ版OFR：CSR情報拡充型から、サステナビリティ情報の開示要求を経て、統合報告へと展開
- MCが「注記化」するのではなく、「統合報告化」するのであれば、IASBがMCに係る開示基準ないし指針の設定について責任を担う国際機関として相応しいかどうかは明確ではない⇒IIRCとの関係と資源の共有

25

(シート25)

VI おわりに—問題提起—

1 統合報告における開示アプローチ

(1) 統合報告書に対する責任

- ①統合報告書の誠実性を確保する責任に関する同意、②ガバナンス責任者の集团的思考に基づき、作成・表示されたことに関する同意、③フレームワークに準拠して作成されたものかどうかについての意見または結論、当該表明を含まない場合、①ガバナンス責任者がどのような役割を果たしたか、②将来その表明を含むためにどのような手順がとられているか、③表明が含められるまでに必要とされる時間軸(3度目の統合報告書までに表明を含める)

(2) フレームワークの適用

信頼性のある情報を利用することができない状況や、特定の法的禁止事項が存在する場合、統合報告書は、①省略された情報の性質を示し、②省略された理由を説明し、③データが利用できない場合、情報の取得に要する手順や予想される時間軸を特定する

(3) 作成と表示の基礎

- ①組織による重要性の決定プロセスの要約、②報告境界の説明およびその決定方法、③重要性のある事象を定量化または評価するうえで重要な枠組みおよび方法の要約

26

(シート26)

2 「comply or explain」アプローチの在り方をめぐって

- 制度として現在ある財務報告と、自発的な取り組みとしての萌芽期にある統合報告の連係の在り方については、両者是对立的ではなく、統合報告の国際的な広がりが各法域における財務報告制度の自律的な展開を促すことも予見される。
- 現時点でIIRCは統合報告書のひな型を規定する意図がないことから、今後も統合報告という名称を用いたパッケージとして多様な報告媒体間の連係関係の存在を想定する必要がある。
- 自己表明型(自称)統合報告書の確実な広がりをどう受け止めるべきか。
IIRCは、フレームワークに準拠するのではなく、参照するという適用方法を想定していない。従前のアニュアル・レポートにCSR報告書等を合体した「統合型アニュアル・レポート」への変容が進行すると予想されるなかで、我々の研究対象は、このような「統合的報告」なのか、それともIFRSのような「基準」に準拠した、結果としての「統合報告」なのか。
- フレームワークの適用に係る課題
 - (1) 国際的な承認に基づく「国際統合報告フレームワーク」の規範性ないし権威
 - (2) 統合報告書に対する組織的な責任の表明や開示の重層化に伴う負担の増大
 - (3) 「comply or explain」アプローチ適用と統合報告の信頼性確保
 - (4) 統合報告の制度化に向けたIIRCと米国SASBの(微妙な)方向性の相違

27

(シート27)

3 統合的報告と統合経営

- 伊藤レポート:「企業の情報開示は、投資家が中長期的な価値創造を評価するための情報が提供されるようにすべきである。短期的な業績にのみ偏ることなく、非財務情報も含めた企業の現状や将来の価値創造に向けたプロセスを評価するための統合的な報告が求められる。」
- 自己表明型(自称)統合報告書と統合報告書に対する責任の表明要求
 - 統合報告書作成上の留意点
 - ① 統合報告書は対話のためのツールである
 - ② 開示の「棚卸し」が必要になる
 - ③ 価値創造プロセスに係る説明主体は企業である
: ビジネスモデルを中核として、戦略—機会・リスク—KPI/KRI—報酬間に整合性があるか
 - ④ 組織体制の確立が求められる
: データ収集プロセス—部署の説得—各フレームワークとの整合性
 - 部門間の情報共有の円滑化と投資者と経営者間のコミュニケーション
= 対話の促進が求められる

28

(シート28)

4 日本型「統合財務報告制度」の形成に向けて

■スチュワードシップ・コード—統合報告フレームワーク(追加的指針の必要性の是非)—ガバナンス・コードの連系の必要性

■有価証券報告書を改造すべきか?

:「コンプライアンスから対話へ」を可能とする財務報告制度と共存する統合報告の方向性として、重要性の高い情報を要約した簡潔な報告書をプラットフォームとして、有価証券報告書その他の媒体との関係をふまえた全体としての開示枠組みの形成

- 文字通りの一冊の報告書を意味するワンレポートは統合報告の一形態でしかなく、究極の到達点ではない
- 米国SASBは、SEC開示規制のなかにMD&Aを媒体として非財務情報に係る産業別・業種別の標準化を意図している⇒英国指向か、米国指向か

■統合報告が提起する、持続可能な社会の構築を志向した統合思考に基づく統合経営への発展

29

(シート29)

【主要参考文献】

- 秋葉賢一「統合報告のフレームワーク(2)—財務報告を拡大するものか—」『経営財務』第3148号、2014年1月、34-37頁。
- 伊藤邦雄「財務報告の変革と企業価値評価」『企業会計』第63巻・第12号、2011年12月号、48-57頁。
- 今福愛志著『企業統治の会計学』中央経済社、2009年。
- 加賀谷哲之「持続的な企業価値創造のための非財務情報開示」『企業会計』第64巻・第6号、2012年6月、79-89頁。
- 加賀谷哲之「統合報告が企業経営に与える影響」『企業会計』第66巻・第5号、2014年5月、38-45号。
- 上妻義直「現実味を帯びてきたCSR報告の制度化」『一橋ビジネスレビュー』第60巻・第1号、2012年6月、76-88頁。
- 上妻義直「統合報告への移行プロセスにおける制度的課題」『産業経理』第72巻・第2号、2012年7月、16-24頁。
- 上妻義直「統合報告はどこに向かうのか」『会計』第182巻・第4号、2012年10月、107-123頁。
- 久禮由敬他「「統合報告」をめぐる最新動向と実務」『旬刊経理情報』第1390号、2014年9月、11-28頁。
- 古賀智敏「企業情報開示の新たな展開—財務情報と非財務情報の統合化の可能性と課題—」『税経通信』第66巻・第14号、2011年12月号、17-24頁。
- 古賀智敏責任編集 池田公司編著『統合報告革命』税務経理協会、2015年。
- 小西範幸「統合報告の特徴とわが国への適用」『企業会計』第64巻・第6号、2012年6月、18-27頁。
- 小西範幸「統合報告の国際的動向と財務報告の可能性」『企業会計』第66巻・第5号、2014年5月、18-27頁。
- 小西範幸・進藤浩明編著「統合報告の制度と実務」『経済経営研究』第35巻・第1号、2014年。
- 宝印刷(株)総合ディスクロージャー研究所編『統合報告書による情報開示の新潮流』同文館出版、2014年。
- 円谷昭一「非財務情報の報告」広瀬義州・藤井秀樹責任編集『財務報告のフロンティア』中央経済社、2011年、107-133頁。
- 中條祐介「非財務情報開示の意義と現状」『証券アナリストジャーナル』第51巻・第8号、2013年8月、6-15頁。
- 古庄 修著『統合財務報告制度の形成』中央経済社、2012年。
- 古庄 修「統合報告の行方と開示フレームワークの再構成」『産業経理』第73巻・第2号、2013年7月、95-104頁。

30

(シート30)

古庄 修「MD&A・ガバナンス情報開示の課題と展望」『企業会計制度の再構築』（別冊企業会計）、2013年、151-156頁。

水口 剛著『責任ある投資 —資金の流れで未来を変える—』岩波書店、2013年。

向山敦夫「統合報告とCSR情報開示との位置関係」『会計』第187巻・第1号、2015年1月、83-96号。

山崎秀彦編著『財務諸表外情報の開示と保証—ナラティブ・リポーティングの保証—』同文館出版、2010年。

ACCA, *Reporting Pre-and Post-King III: What's the Difference?*, 2012.

ACCA, *South African Institutional Investors' Perceptions of Integrated Reporting*, 2014.

Busco, C., Frigo, M.L., Riccaboni, A. and P. Quattrone, *Integrated Reporting: Concepts and Cases that Redefine Corporate Accountability*, Springer, 2013.

FRC, *Thinking about Disclosures in a Broader Context: A Roadmap for a Disclosure Framework*, 2012.

FRC, Feedback Statement, *Thinking about Disclosures in a Broader Context: A Roadmap for a Disclosure Framework*, June 2013.

FRC, *Guidance on the Strategic Report*, June 2014.

FRC, Feedback Statement, *Guidance on the Strategic Report*, June 2014.

IoD Southern Africa, Position Paper, *Integrated reporting: Sustainable Development Forum*, November 2010.

IoD Southern Africa, Practice Notes, *King III Chapter 9 The Integrated report*, June 2014.

IASB, IFRS Practical Statement, *Management Commentary*, October 2010.

IASB, Discussion Forum —Financial Reporting Disclosure, *Feedback Statement*, May 2013.

IIRC, *The International (IR) Framework*, December 2013.

IRC, Discussion Paper, *Framework for Integrated Reporting and the Integrated Report*, January 2011.

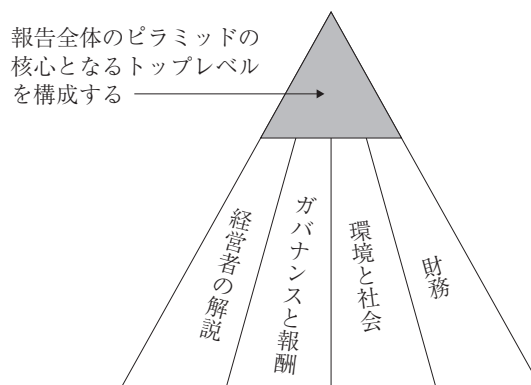
King, M. and L. Roberts, *Integrate Doing Business in the 21st Century*, Juta, 2013.

Rensburg, R. and E.. Botha, “Is Integrated Reporting the silver bullet of financial communication? A stakeholder perspective from South Africa ”, *Public Relation Review*, No.40, 2014, pp.144-152.

31

(シート31)

図1. 統合報告の枠組み



出所) 安井肇「21世紀の企業報告のあり方を問う「統合報告書」構想」『金融財政事情』第62巻・第43号、2011年11月号、35頁。

図2. 狭義の財務報告観—財務諸表の報告—

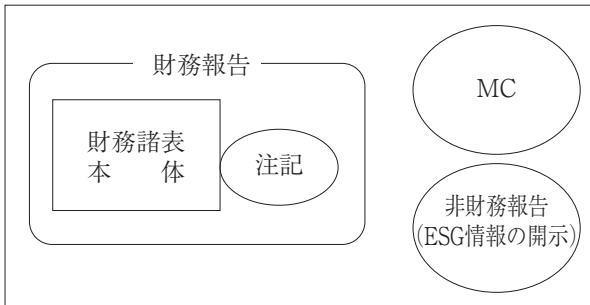


図4. MCの拡張による非財務報告(一部)の財務報告化

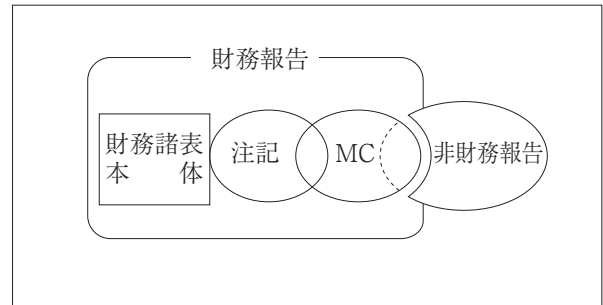


図3. MCを組み入れた財務報告観—曖昧な非財務報告との補完関係—

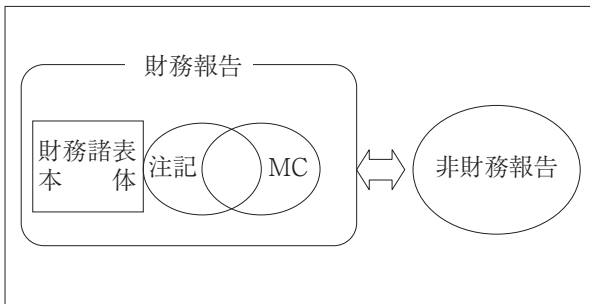


図5. 連係・統合報告の制度化の一形態

